

第8号様式（第10条関係）

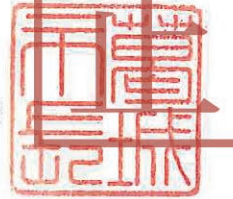
平成30年 3月26日
葛城市許可第1805号

許 可 証

株式会社 NANBU
代表取締役 岩本 和代 様

葛城市長 阿古 和彦

複製禁止



平成30年1月18日付けをもって申請のあった、一般廃棄物収集運搬業許可の申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

記

- 許可の有効期限 平成30年 4月 1日から
平成32年 3月31日まで
- 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び特別管理一般廃棄物を除く。）
- 区 域 葛 城 市 内
- 許 可 条 件
(1) 許 可 車 両 奈良 830 さ 43 奈良 830 ち 29
(2) そ の 他 裏面のとおり

複写厳禁

許可の条件

葛城市

複製禁止

1. 車検や修理などにより許可車両以外の車両によって搬入せざるを得ない場合は、事前に市の指定する処理施設管理者の承認を得ること。
2. 自己の名義をもって他人にその営業をさせないこと。
3. 許可申請書及びその添付書類に記載した事項に相違した業を行わないこと。
4. 一般廃棄物の収集運搬の際は、当該廃棄物が飛散し又は流出しないようにすること。また、一般廃棄物の収集運搬に伴う悪臭・騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。
5. 市外において収集した一般廃棄物を市の指定する処理施設に搬入しないこと。
6. 産業廃棄物・処理困難物・特別管理一般廃棄物（医療系廃棄物等）を市の指定する処理施設に搬入しないこと。
7. 収集、運搬及び搬入については、市の指示する収集形態(分別収集)とすること。
8. 収集した一般廃棄物は、市の指定する処理施設に搬入するものとし、搬入については市の指定する日程及び時間とする。
9. 運搬車両の両側面には業者名を表示し、市の一般廃棄物収集運搬業の許可表示をすること。
10. 業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、関係省令、並びに葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則等を遵守すること。
11. 違反が判明した時は、許可の有効期間にかかわらず許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることがある。

複製禁止